＜寄与分を定める処分調停（審判）を申し立てる方へ＞

1　概要

遺産分割に当たって，共同相続人のうち被相続人の財産の維持又は増加について特別に寄与したと主張する人が，法定相続分の他に寄与分を求めるものであり，相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには，家庭裁判所の手続を利用することができます。

調停手続（通常は遺産分割調停も申し立てられ，これと寄与分を定める処分調停が併合して行われます。）では，調停委員会が，当事者双方から事情を聴いたり，必要に応じて資料等を提出していただいた上で，解決案を提示したり，解決のために必要な助言をし，合意を目指した話合いが進められます。

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ，１回の時間はおおむね２時間程度です。申立人待合室，相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で，交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で，双方のお話をお聴きしながら話合いを進めていきます。

<u>また，原則として，各調停期日の開始時と終了時に，当事者ご本人全員に同時に調停室に入っていただき，調停の手続，進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので，支障がある場合には，「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので，各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。</u>

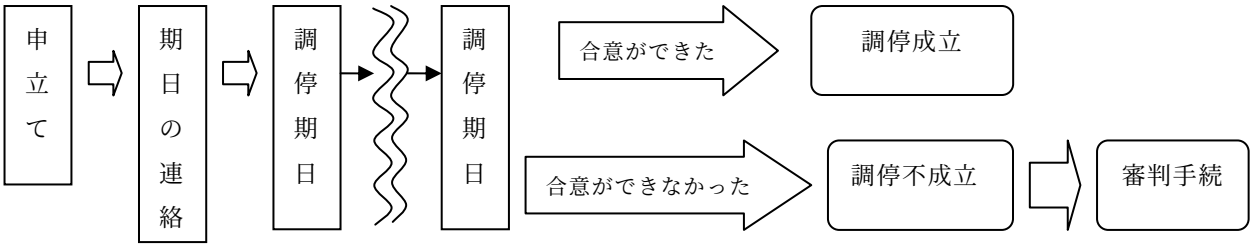

話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には，自動的に審判手続（通常は遺産分割審判と寄与分を定める処分審判が併合して行われます。）が開始され，裁判官が，双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して，審判をします。

審判を申し立てた場合でも，調停手続が先行することがあります。

2　申立てに必要な費用

□　収入印紙：申立人１人につき，1200 円

□　連絡用郵便切手：1000 円（80 円×10 枚，50 円×２枚，10 円×10 枚）

ただし，連絡用郵便切手については，被相続人について遺産分割調停が係属しているときには，寄与分を定める処分調停用として別途納付する必要はありません。

3　申立て時の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

ア　次の書類を必ず提出していただきます。

□　申立書　裁判所提出用１通＋相手方全員の人数分

→　申立書は，法律の定めにより相手方全員に送付しますので，裁判所用，相手方用（全員分），申立人用の控えを作成してください。

イ　被相続人について遺産分割調停が係属しているときには，以下の書類は提出する必要はありません。

□　連絡先等の届出書１通

□　進行に関する照会回答書１通

□　被相続人との関係を証する除籍謄本，改製原戸籍謄本

(ｱ)　相続人が被相続人の配偶者，子，親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(ｲ)　相続人の中に，被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

(ｱ)で必要になる戸籍謄本に加えて，被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(ｳ)　相続人の中に，子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

(ｱ)，(ｲ)のいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて，代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

□　被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）

□　相続人全員の戸籍謄本，戸籍附票（又は住民票）

※ 戸籍謄本等の証明書類は，３か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 提出方法

・調停（審判）では，必要に応じて，自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会（裁判官）の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には，裁判所用のコピー１通を提出するとともに，調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。

他の当事者に交付したい書類等を提出するときは，裁判所用のコピー１通及び他の当事者用のコピー（他の当事者が複数の場合には全員分）を提出するとともに，調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。

・書類等の中に他の当事者に知られたくない情報がある場合で，家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は，マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び他の当事者用のコピー全てにつき同様に作成してください。）

・マスキングができない書面については，「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で，その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に，裁判官が，他の当事者の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

(3) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合，これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため，「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても，閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また，調停が不成立となって審判手続が開始された場合，審判のために必要な書類等については，調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり，申請はあったが許可されなかった書類等であっても，閲覧・謄写の申請があれば，法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは，最初から審判を申し立てた場合も同様です。

4　申立先

調停の場合には相手方の住所地，審判の場合には相続開始地を管轄する家庭裁判所を管轄する家庭裁判所となります。ただし，調停・審判いずれについても，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書と共に管轄合意書を提出された場合には，その家庭裁判所でも対応することができます。